# 平成27年度予算要求基準

平成27年度予算編成は、別紙「平成27年度予算編成方針」に基づいて行います。予算要求については、次の予算要求基準に基づいて行ってください。

## 1 当初予算区分

予算区分は「経常的経費」と「政策的経費」に分類します。

## (1) 経常的経費

- ・ 政策的経費以外の経費
- 経常的経費に係る特別会計繰出金

### (2) 政策的経費

次の実施計画ヒアリング対象事業のうち、平成27年度予 算を伴う経費を政策的経費とします。

- ① 平成27年度から平成28年度に新たに立ち上げる事業
- ② 既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ③ 既存事業のうち、事業の本格実施(例:施設整備のうち 建設工事など)を平成27年度から平成28年度に行う 事業
- ④ 東日本大震災からの復興、放射能対策に関する事業
- ⑤ 若い世代の定住化を促進する事業
- ⑥ 少子化対策を促進する事業
- ⑦ 既存事業のうち、重点的に資源投資を行うなど、引き続き推進する重要な事業
- ※既存事業のうち政策的経費に位置づける事業一覧は、別紙 「平成27年度当初予算編成関係書類作成要領」参照。

# 2 歳 入

予算編成方針のとおり、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ち、 我孫子市が置かれている厳しい財政状況を正しく認識してください。そして、職員が一丸となって次のような見直しを含めて、歳入 全般にわたり財源確保に努めてください。

現行制度で見込まれる国・県支出金などについては、法令や制度

等を再精査し全力を挙げて確保に努めるなど歳入全般にわたり各部・局自らが創意工夫を図ることにより積極的に財源確保に努めてください。

また、市税については、滞納整理を進めるとともに、税外収入についても、公金徴収一元化の取り組みや、受益者負担の適正化により、収入の確保に努めてください。

# (1) 市税

税制の改正、経済の動向などに十分留意するとともに財源確保 と負担の公平性を確保するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の 一層の向上に努め、的確な年間収入見込額の計上を行ってくださ い。

### (2) 国 • 県支出金

国の動向が流動的な中においても、各種法令や制度改正の情報を的確に把握し、過大、過小見積りのないように収入見込額の計上を図ってください。

なお、事業費要求に当たっては、後年度の一般財源負担にも留意するとともに、法令や補助制度の内容を再精査し、事業手法の見直しの工夫などにより、今以上に国・県支出金の確保に努めてください。

#### (3) 使用料・手数料、分担金・負担金、諸収入など

住民負担の公平性確保の観点から策定した「受益者負担のあり方に関する基本方針(平成21年5月)」に基づき、行政サービスごとの原価計算と負担割合の妥当性や利用状況を検証し、使用料・手数料や実費の徴収などの適正化に努め要求してください。

なお、使用料・手数料への消費税相当分の付加は、平成 27 年 10 月に消費税率の引き上げが予定されていることなどから、市の消費税負担が明確なものを除き、行わないこととし、使用料・手数料に伴う市の消費税負担分は料金の根拠となっている原価の変動の中に含めていくこととします。

また法令に基づかない負担金や各種事業における参加費などの実費徴収においても、受益者負担の原則にたち適正な負担額を

計上してください。

## (4) 地方債

地方債については、引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下となることを目標とし、地方債残高の抑制に取り組んでいきます。ここ数年、臨時財政対策債の発行額が地方債総額の3分の2前後を占めることから、目標の達成が難しくなっています。通常債の発行に際しては、臨時財政対策債分を控除した公債費との比較も考慮することとし、また、27年度に予定されている大型事業については、その必要性・事業内容について十分に検証し、必要最小限度としていきます。

さらに、事業費要求に当たっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、企画課・財政課と調整の上、適債性の判断、起債対象経費及び充当率の適正な算出、将来負担の推計を行い、同時に国の補正等の動向について留意し、適正な計上を図ってください。

# (5) その他

市公共物や刊行物への広告掲載などによる新たな広告収入の 創出や不要となった備品の売却など、歳入全般について積極的な 検討を行い財源確保に努めてください。

#### 3 歳 出

予算編成方針のとおり、歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、継続して各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出を抑制していかなければなりません。

したがって、先例にとらわれることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めてください。

さらに、<u>各事業の内容を的確に把握し、予算要求時においてその</u> 積算根拠を明確にし、事業内容を明示できる資料を提出してください。 い。また、歳出の要求は、「1 当初予算区分」に基づいて行うと ともに、経費区分ごとの考え方は、次のとおりとします。 なお、予算の執行に当たっては、事業効果を最大限上げるため、 事業のスケジュール管理を徹底し、早期に契約を締結するなど迅速 かつ適切に対応してください。特に、平成27年10月に消費税率 が10%に引き上げられる可能性があることから、その影響を最小 限に抑えるためにも、特別な事情を除き、消費税率が引き上げられ る前に最大限完了をめざしてください。

# (1) 経常的経費

経常的経費については、公債費、選挙等の固定的経費を除いて、 経常的経費全般にわたり削減に努めることとします。また、平成 27年10月から予定されている消費税率の引き上げの影響を最 小限にするため、物件費の抑制を図ります。

平成27年度は、中学校校舎へのエアコン設置、こども発達センターの施設整備、水害対策事業、新木駅舎の整備など多大な経費を要する政策的経費が見込まれますが、予算編成方針に示したとおり経常的経費の収支見通しでは、政策的経費充当財源は生み出せない状況となっています。

そのため、経常的経費の要求にあたっては、これまでにも増して事業の廃止を含めた優先順位についての選択を行い、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹する必要があります。そのためには、前年度の実績や過去の既成概念にとらわれることなく、コスト意識と柔軟な発想をもって取り組んでください。

また、事業仕分けの評価結果を考慮し、最終的に市長協議のうえ廃止と決定された事業に対しての予算要求はしないこと、事業手法の検討や事業の統合などの見直しとなった場合は、適切に積算し予算要求してください。

ただ、経常的経費の中でも、100%特定財源で賄われている 事業など削減できない経費については、予算要求額に十分注意し てください。

これらの取り組みにより、経常的経費における財源不足のみならず政策的経費充当財源の確実な確保を図ります。

### ① 経常的経費のうち、人件費

人件費については、定員管理適正化計画に基づき少数精鋭による組織づくりを行うなど、適正な人員配置を行ったうえで、前年度以上の削減に努めます。

従って、各所管課においては、人件費の削減につながるような、 事業そのものの見直しを行うとともに、総務課と再任用職員及び 嘱託・臨時職員を含めて、事務量に応じた適切な人員配置につい て十分な調整を行い、安易な人員要望はせずに、事業の廃止・効 率化により人員の削減に努めてください。

### ② 経常的経費のうち、扶助費

法定扶助費以外については、内容の見直しを実施し、できる限り削減に努めてください。

# ③ 経常的経費のうち、物件費

物件費のうち、消耗品費、食糧費、印刷製本費、医薬材料費、 原材料費、備品購入費については、特別な事情を除き、消費税率 の引き上げを踏まえた上で、前年度以下で要求してください。

# ④ 経常的経費のうち、負担金・補助金

負担金・補助金については、事業の必要性や効果など十分に検証し、惰性に流されず適切な執行・管理の強化を図ります。

負担金については、事業の中で市の占める負担割合が、適切であるかどうか確認し削減を図るとともに、時代に合わない事業は、廃止や事業の抜本的改善を共同事業者に提案するなど、努めてください。

補助金については、補助金等検討委員会での提言を踏まえ、計上してください。(新規の補助事業については、同委員会での審査を受けることを前提とします。)

## (2) 政策的経費

例年、各部・局から出される政策的事業の要求額の総計は、歳 入見込額をはるかに超えている状況であり、各部局の責任で事業 の取捨選択を行うなど、各部・局長のもと、事業の優先度、緊急

# 性、財源確保の可能性などを総合的に精査し要求してください。

政策的経費については、「1 当初予算区分」で示したとおり としますが、財政状況を踏まえ、事業の必要性、市が実施する必 要性、経費節減や財源確保の工夫など改めて精査のうえ、査定を 行います。

### ① 施設修繕料•工事請負費

政策的経費で計上する施設の修繕、建築工事については、要求前に工事設計の必要性、設計を含めたスケジュール、概算工事費などを施設管理課と協議してください。設計が必要とされた建築工事の予算は、設計金額を根拠とします。

※ 政策的経費から経常的経費に移行する事業一覧は、「平成27 年度当初予算編成関係書類作成要領」を参照。

### (3) 消費税率引き上げに伴う予算の対応

平成27年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定ですが、現時点では不透明な状況です。27年度予算編成に際しては次のとおり対応してください。

- 消費税8%への引き上げを例に、平成27年10月以降発注の 経費については、10%で要求してください。なお、「3(1) ③ 経常的経費のうち、物件費」につきましては、特別な事情 を除き、前年度以下で要求してください。
- 消費税率引き上げが延期される可能性もあるため、予算要求に際しては、消費税率8%と10%の部分をできるだけ分けて要求してください。
- 継続費の設定や債務負担行為の設定に際しては、消費税率 10%の影響に注意を払ってください。
- 消費税率10%への引き上げに関して、新たな動きがあれば、 可能な限り対応を図ることとしています。